

耐震診断員派遣事業と ブロック塀等解体補助金のお知らせ

町では、地震災害等による住宅被害を最小限にし、住宅倒壊から命を守るために無料で専門家による住宅の耐震診断を行っています。また、ブロック塀等が倒壊すると死傷者が出るばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動に支障が生じるため、ブロック塀等の解体に対しても補助を行っています。

～耐震診断員派遣事業～

【対象住宅】

町内に存する木造住宅で以下の全ての要件にあてはまるもの

- ・旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の木造軸組工法もくぞうしゅうぐみこうほうで建築されたもの
- ・延床面積の半分以上の部分が住宅として使われているもの
- ・階数が2階以下でかつ延床面積が300㎡(約90坪)以下のもの

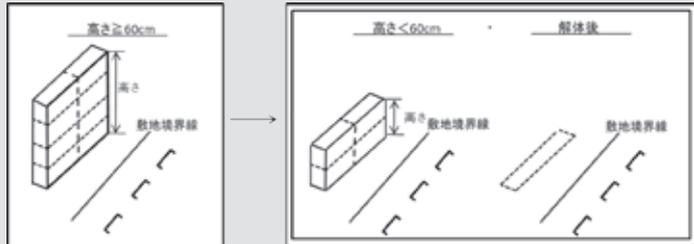


町ホームページ

～ブロック塀等解体補助～

【補助対象工事】

- ・道路に面するブロック塀等の高さを60cm未満にする解体工事



【補助金額】

- ・ブロック塀等の壁面面積に3,000円/㎡を乗じた額または対象の解体費用に23%を乗じた額のいずれか低い額(※上限10万円)



町ホームページ

※予算の上限に達し次第、受付終了となりますので、お早めにお申し込みください。

◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当 ☎ 0748-52-6567

農村下水道地域で生ごみ処理にお困りの方へ

ディスポーザ設置補助金制度のご案内

(生ごみ処理機)



町では、農業集落排水事業の普及促進および生ごみの処理による衛生環境の改善を図るため、住宅用ディスポーザの設置に対する補助制度を実施しています。

快適な生活環境づくりのためにも、この機会にぜひディスポーザの設置をご検討ください。

■ディスポーザって何？

台所の流しの排水口に設置する生ごみ処理機のことです。生ごみを水と共に粉砕し、下水道に排水することができます。

残飯や野菜くず、魚の骨といった生ごみをすばやく粉砕処理できるため、流しの不快な臭いやヌメリを防ぎ、台所をいつも清潔に保つことができます。ハエやゴキブリの発生も防ぐことができ、衛生的です。

また、家庭から出る生ごみが減ることでごみ減量にもつながります。

■対象地域

農村下水道地域(東桜谷・西桜谷・鎌掛・南比都佐地区・蔵王)

※上記のうち、公共下水道地域の野出・蓮花寺・曙は補助対象外となります。

■補助対象

住宅用としてディスポーザを新規に設置する場合の費用

※1戸につき1基を限度とします。

■補助金額

設置費用の1/2以内の額 上限: 50,000円

■注意事項

※設置工事は日野町内の下水道排水設備指定工事店に限ります。

※補助金申請は必ず着工前にお願ひします。

◆問い合わせ先 上下水道課 下水道担当 ☎ 0748-52-6579

住所・名前の

変更登記が

義務化されます

令和6年4月1日から義務化された相続登記に続いて、令和8年4月1日から不動産の所有者の住所や名前の変更登記が義務化されます。相続登記と同様に、義務化前に変更があった場合も対象になります。詳しくは、法務省ホームページをご確認ください。

また、法務局では、相続手続をスムーズに行うための有効な方法である遺言書をお預かりする「自筆証書遺言書保管制度」もありますので、ぜひご利用ください。



法務省ホームページ



◆問い合わせ先

大津地方法務局 ☎077-522-4671

固定資産の価格等

令和8年度の

縦覧・閲覧のお知らせ

■土地または家屋の価格等の縦覧

縦覧は、納税者が、自分の所有する土地・家屋の評価額が適正かどうか、他の資産の評価額と比較して確認するものです。

期間 4月1日(水)～6月1日(月)

場所 税務課(役場1階)

縦覧できる人

町内に課税対象の土地・家屋を所有する人

縦覧の対象

①土地価格等縦覧帳簿(土地の納税者)

※所在・地番・地目・地積・価格を記載

②家屋価格等縦覧帳簿(家屋の納税者)

※所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格を記載

■固定資産税台帳の閲覧

閲覧は、納税義務者(所有者)が、固定資産課税台帳の自分の資産について記載された部分を確認するものです。

開始日 4月1日(水)

場所 税務課(庁舎1階)

閲覧できる人

納税義務者とその同居の親族、または借地・借家人など

※借地・借家人などは、閲覧の範囲が限られます。

閲覧の対象

所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額など



縦覧・閲覧には本人確認ができる書類などの提示が必要です。縦覧できる人の条件や本人確認の方法など詳しくは税務課までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

税務課 固定資産税担当 ☎0748-52-6572